

きずな

SENBI

2022年4月

第2202号

《第42期を迎えて》

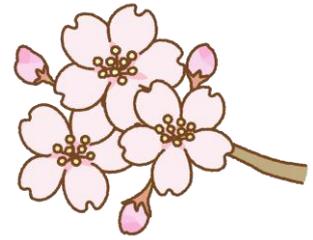
代表取締役社長
中田 義秀

新型コロナウイルスの第6波感染拡大で、約2か月もの間適用されていた「まん延防止等重点措置」は、高止まりの傾向ではありますが3月6日に解除されました。

コロナ禍に揺れ動いたこの2年間、今まで普通に出来ていたとが出来なくなりました。

特に飲食や旅行・観光などの業界は、体力の限界まで身を削がれてきました。当社においても、節目となる創立40周年記念式典は止む無く実施内容を修正せざるを得なくなりました。

一日も早く以前の勢いが取り戻せることを切に願っています。



こうした厳しいコロナ禍の中ではありましたが、第41期はお陰様で売上は予算に対して99.6%で、利益に関しては大幅達成の見通しとなりました。従業員皆様のご尽力に心から感謝いたします。

そして、第42期が始まりましたが、本当の意味で当社の将来を見通す正念場の期になるものと身を引き締めているところです。

売上予算につきましては、第41期の実績を1千6百万円上回る数字を計画しました。

この数字を達成するためには、株式会社センビも時代に沿った仕事のやり方、お客様への対応など全てについて進化していくことが求められます。

「お客様に必要とされる会社」であり続けるため、従業員一人一人が同じベクトルで業務に邁進してください。

また、資格取得に挑戦するなど個人のスキルアップにつなげるとともに、研ぎ澄ました情報収集力・分析力を身に付けてください。皆様の一層の頑張りを期待しています。

当社も少しずつではありますが、利益が出る体質に変化しています。新年度も利益を出して皆様に還元したいと考えています。

新型コロナウイルスの感染傾向はまた拡大の様相を呈してきました。専門家によるとこの傾向は後数年続き、実際のところは未知数の部分が大半を占めていると言われています。

私たちはそれまでの間、コロナウイルスと上手に付き合っていくしかないかと考えています。

今一度、感染予防の徹底に十分意を用いてください。その上で皆様が健康で充実した社会生活を送れますことを心から願い、新年度を迎えてのあいさつとします。



人事・組織

【令和4年4月1日付け採用】

《所属》
呉営業所

《氏名》
沖中民夫



【令和4年4月1日付け人事異動】

《新所属・職位》
設備推進部次長
呉営業所所長代理
業務推進部主任
東山口営業所勤務
東広島営業所勤務

《氏名》
梶本英司
沖中民夫
山下栄二
高尾智
後燈明秀幸

《旧所属》
設備推進部課長
新規採用
業務推進部
東山口営業所
呉営業所



【組織図】

(令和4年4月1日)



飲酒運転根絶

— 事業所の飲酒運転根絶 —

令和3年6月、千葉県八街市において飲酒したドライバーが運転するトラックが下校中の小学生の列に衝突し、多数の児童が死傷する大変痛ましい交通事故が発生しました。

この事故を契機に、事業所の責任として事故の原因となったドライバーの飲酒運転を根絶することを目的とした道路交通法施行規則が改正され、次のとおり順次施行されます。

○ 令和4年4月1日

- ・ 運転前後の運転者の状態を目視で確認する。
(運転者の酒気帯びの有無を確認)
- ・ 酒気帯びの有無について記録し、1年間保存する。

○ 令和4年10月1日

- ・ 運転者の酒気帯びの有無の確認にアルコール検知器を使用する。
- ・ アルコール検知器を常時有効に保存する。



この改正により、法的に4月1日から社用車を運転するには、必ずアルコールチェックを行うことが義務付けられました。

当社では、この施行期日を待つことなく、既に3月22日からアルコール検知器を使用したアルコールチェック体制を運用しており、飲酒運転の根絶を目指しています。

今後も、安全運転管理者から逐次必要な情報を提供いたしますので、従業員の皆様もこの趣旨を理解され、飲酒運転の根絶に努めていきましょう。

酒気帯び確認をした際の記録する事項

- 確認者名
- 運転者
- 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- 確認の日時
- 確認の方法
 - ・ アルコール検知器の使用の有無
 - ・ 対面でない場合は具体的方法
- 酒気帯びの有無
- 指示事項
- その他必要な事項



お知らせ

— 社会保険適用者の拡大が開始 —

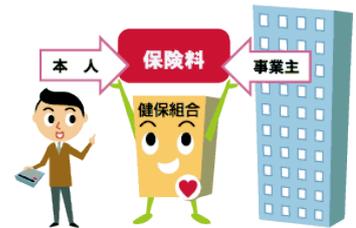
きずな2103号（2021年10月発行）でお知らせしました「社会保険適用者の拡大」の義務化が、いよいよ本年10月から運用されます。

《次の全てに該当する方が、新たに社会保険対象者になります》

- 週の所定勤務時間が20時間以上である
- 月額賃金が8万8千円以上である
- 2か月以上の雇用の見込みがある
- 昼間に通学する学生ではない
- 75歳未満である

拡大対象該当者の方は、10月以降「健康保険」及び「厚生年金保険」の保険加入者となり、10月分の給与（11月支給）から保険料（厚生年金保険料・健康保険料）が天引きされます。

現在、本人負担のなかった保険料の支払いが新たに発生しますが、保険料の半額は会社が負担します。また、保障内容も充実したものになります。



編集後記

ええ年寄りになりなはれ

縁あってセンビにお世話になり6年を経過しようとしています。この間、若い人達と交わり、活気と刺激ある職場で働ける環境を与えていただいたことに感謝しています。

ふと我が人生を振り返れば、何時の間にか還暦が過ぎ、気が付けば古希まで迎えていました。この「何時の間にか」の感覚には、自分の老いを認めたくないという頑なな潜在意識があったのかもしれませんが。

しかし、鏡に映し出される自分の姿や動作は、紛れもなく自分の思い描いている姿と違うことを認めるしかありません。

行き付けのお店のトイレに、次のような格言？の貼紙がありました。

《ええ年寄りになりなはれ》

ぼけたらあかん長生きしなはれ。泣き言に人の悪口を云わず、他人のことほめなはれ。いつでもアホで居なはれ。若い者には花もたせ、一步下がっておることだ。いずれお世話になる身なら、いつも感謝忘れずに、どんな時でもへえおおきに。お金の欲は捨てなはれ、生きているうちにばらまいて、山ほど特を積みなはれ。昔のことは忘れなはれ、自慢ばなしに、わしらの時はなんて鼻持ちならぬ忌言葉。わが子に孫に世間さま、どなたからでも慕われるええ年寄りになりなはれ。ボケたらあかん、そのためになにか一つの趣味もって、せいぜい長生きしなはれ。

まだ、この年齢には該当していないと思いながらも、既に老いとの付き合いは始まっています。この現実を見つめつつ、仕事や私生活についても自分の立ち位置を見つけていきたいと思っています。

（文責 N. T）

